

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）（240）
2. 日時：令和3年10月11日 15時20分～16時40分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全規制調整官、江崎企画調査官※、植木主任安全審査官※、  
藤原主任安全審査官、三浦主任安全審査官、皆川主任安全審査官、  
宮本主任安全審査官、伊藤安全審査官、土居安全審査専門職、  
服部安全審査専門職、谷口技術参与  
技術基盤グループ 地震・津波研究部門  
堀野技術参与※

東北電力株式会社：

原子力本部 土木建築部 部長、他2名  
原子力本部 原子力部 課長、他15名※

## 5. 要旨

- （1）東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号炉の工事計画補正申請のうち、「可搬型重大事故等対処設備の耐震計算書」等について、提出資料に基づき説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

<可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関する説明書に関する補足説明資料>

- 可搬型重大事故等対処設備（車両型）の入力地震動への影響検討について、解析ケースを再度整理して影響結果を説明すること。

- （3）東北電力株式会社から、（2）について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和3年10月6日第36回原子力規制委員会配付資料1）に基づき、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

- （1）女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表（可搬設備）（O2-他-F-01-0073\_改3）

- (2) VI-1-1-6-別添2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針(〇2-エ-B-01-0024\_\_改1)(令和3年6月25日提出資料)
- (3) 先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-6-別添2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針)(〇2-エ-B-01-0025\_\_改1)(令和3年6月25日提出資料)
- (4) VI-2-別添3-1 可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の方針(〇2-エ-B-01-0026\_\_改3)
- (5) 先行審査プラントの記載との比較表(VI-2-別添3-1 可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の方針)(〇2-エ-B-01-0027\_\_改3)
- (6) VI-2-別添3-2 可搬型重大事故等対処設備の保管エリア等における入力地震動(〇2-エ-B-01-0028\_\_改2)(令和3年9月24日提出資料)
- (7) 先行審査プラントの記載との比較表(VI-2-別添3-2 可搬型重大事故等対処設備の保管エリア等における入力地震動)(〇2-エ-B-01-0029\_\_改2)(令和3年9月24日提出資料)
- (8) VI-2-別添3-3 可搬型重大事故等対処設備のうち車両型設備の耐震計算書(〇2-エ-B-19-0211\_\_改2)
- (9) VI-2-別添3-4 可搬型重大事故等対処設備のうちポンベ設備の耐震計算書(〇2-エ-B-19-0212\_\_改3)
- (10) VI-2-別添3-5 可搬型重大事故等対処設備のうちその他設備の耐震計算書(〇2-エ-B-19-0213\_\_改2)
- (11) VI-2-別添3-6 可搬型重大事故等対処設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果(〇2-エ-B-19-0214\_\_改1)(令和3年9月24日提出資料)
- (12) 補足-600-23 可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関する説明書に関する補足説明資料(〇2-補-E-19-0600-23\_\_改4)
- (13) 先行審査プラントの記載との比較表(補足-600-23 可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関する説明書に関する補足説明資料)(〇2-補-E-01-0012\_\_改2)
- (14) VI-5-40 計算機プログラム(解析コード)の概要・MSC NASTRAN(〇2-エ-B-22-0047\_\_改1)(令和3年9月7日提出資料)
- (15) VI-5-25 計算機プログラム(解析コード)の概要・NX NASTRAN(〇2-エ-B-22-0032\_\_改1)(令和3年9月7日提出資料)

以上